	ＶＨＦ、ＭＦ又はＨＦ用デジタル選択呼出聴守装置		291,500	1個につき　14,400
	水先人用はしご		89,000	1個につき　770
	第一種船橋航海当直警報装置		188,500	1個につき　3,450
	第二種船橋航海当直警報装置		126,400	1個につき　3,200
	航海用レーダー反射器		49,000	1個につき　130
	シー・アンカー		276,400	1個につき　1,900
	荷役ホース		127,900	1本につき　1,900
	持運び式機械通風装置		115,600	1個につき　1,950
	固定式ガス検知装置の部品	検知器	120,400	1個につき　2,000
		指示警報部	96,400	〃　1,600
		検出端部	64,000	〃　710
	検知管式ガス検知器		124,100	1個につき　1,950
	ガス検知管		28,300	10本又はその端数につき　50
	持運び式ガス検知装置		124,100	1個につき　2,050
	甲板洗浄機		77,800	1個につき　6,200
	防爆型の電気器具		202,500	1個につき　770
	定周波装置		73,000	1個につき　1,200
	コンテナ	フラットラック型のもの	163,000	1個につき　4,600
		その他の型のもの	237,600	〃　5,600
	作業用救命衣	小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの	110,300	1個につき　150
		その他の作業用救命衣	107,700	〃　150
	完全保護衣		98,600	1個につき　3,550
第８条の承認			1件につき	9,100円
第15条第４項の規定による検定合格証明書の交付			1通につき	1,350円
第15条第５項の規定による検定合格証明書の再交付			1通につき	2,850円

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

製造に係る予備検査	油水分離器	1個につき	50,100円
	標準排出連結具（ビルジ等排出防止設備のもの）	1個につき	2,600円
	標準排出連結具（ふん尿等排出防止設備のもの）	1個につき	2,600円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき	54,100円
	油分濃度計	1個につき	65,900円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	52,100円
	流　量　計	1個につき	32,400円
	船　速　計	1個につき	32,400円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき	58,000円
	油水境界面検出器	1個につき	32,400円
	洗　浄　機	1個につき	20,500円
	通　風　機	1個につき	8,700円
	ふん尿等浄化装置	1個につき	59,300円
	ふん尿等処理装置	1個につき	55,000円
	液面計測装置	1個につき	5,000円
	圧力計測装置	1個につき	10,100円
	高位液面警報装置	1個につき	12,300円
	通気装置	1個につき	4,050円
	船舶発生油等焼却設備	1個につき	65,800円
	油水分離器	1個につき	25,000円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき	27,000円
	油分濃度計	1個につき	32,900円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき	26,000円

」を